平成２１年（フ）第２１５６号
福岡市中央区桜坂３丁目10番38―406号
債務者　依田　　敦
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１５７号
福岡市東区名子３丁目23番53―402号
債務者　浦川　里美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１５９号
福岡県前原市大字池田103番地の１メイプルシティ池田Ｄ―２号
債務者　佐藤美恵子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１６４号
福岡市博多区麦野６丁目17番25―502号
債務者　山口　留美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１６９号
福岡市城南区金山団地37番201号
債務者　岡本みどり
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１７７号
福岡市博多区千代１丁目24番11号
債務者　黒髪小百合
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１７８号
福岡市博多区諸岡４丁目12番11―102号
債務者　久保　拓人
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１７９号
福岡県春日市須玖南１丁目135番地井上ビル405号
債務者　古川　　歩
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１８１号
福岡県糸島郡二丈町大字福井2669番地
債務者　江崎　聖也
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１８３号
福岡市早良区南庄５丁目４番23―203号
債務者　宮崎美保子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１８６号
福岡県大野城市上大利２丁目７番25―541号光第５ビル
債務者　山之内義徳
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１８７号
福岡県大野城市上大利２丁目７番25―541号光第５ビル
債務者　山之内けい子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１８８号
福岡県大野城市中央１丁目３番38号　第２伊藤コーポ503号
債務者　塚本　英幸
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１９０号
福岡市東区城浜団地64番201号
債務者　松本　利雄
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１９３号
福岡県春日市春日原南町４丁目87番地サンルーム小谷305号
債務者　佐藤　美紀
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１９５号
福岡市東区西戸崎５丁目８番45―402号
債務者　橋元　功一
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１９７号
福岡市城南区田島４丁目22番30―101号
債務者　古川美智子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１９９号
福岡市東区城浜団地77番506号
債務者　戸澤日登美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部